

現行、皆勃實現光ハ最ニ時宜ニ適シムルモノト認メテ是レカク之ヲ廢止  
又ハ變更スルモノト出来ス

五、勃統手當金支払

之ハ三人タル資給ヲ失シ多クハ所定ノ規則ニ從フテ支給スルモノナリテアリコトヲ  
中ニテ令與スルモノト出来ニセヌ

大正十三年 六月十九日

理由卷ニ對シ職工側ハ第一、第二ハ之ヲ承認スルニ肯ニ  
項以下ハ要求固持、會社側ハ從來ノ規則及實情ノ對稱ヲ  
理由トシテ之ニ反對シ且ツ吾々ハ第一、第二ニ承認スルノ取次  
ニテ回答書以上ニ亘リ責任アル回答ヲ爲ス能ハスト又  
據スルノミニテ要領ヲ得セシメス依ツテ職工側ハ一氣  
組合ニ諮リタル上場合ニ依リテハ直接重役ニ會見款欲  
スルコトニテ令四時五十分會見ヲ終レリ

令社並浦号働組合ニテハ並西云寺所一八梅ノ籍ニ於  
テ常置委員甲央委員分ニ委員其他有志等三十五名會合  
令社側ノ回答ノ報告ヲ得テ對策ニツキ協議ヲ重メタル  
ニ令社ノ不誠ヲ憤リ忿業スヘシト爲ス又ノ委員ノ欠満  
軟弱ヲ云々スルモノアリシ又交渉委員ヨリ直接重役ニ  
面談シテ了解ヲ得テ解決ヲ告グル方針ナリトテ廢議スル  
トコロアリ一般ス之ニ同意シ昨ニ十日交渉委員ヨリ社  
長又ハ責任アル重役ニ面會方ヲ仰出ニセリ  
以上ノ経過ニシテ目下作業ハ平素ト異ルコトナキ又左  
交渉委員ト重役トノ會見ハ一兩日中ニ行ハルヘク令社  
側ノ態度ハ強硬ニシテ其會見ノ結果如何ニ依リテ人事  
懸案變スルヤニナリ難シ  
右及申(通報候也)